

分かりあって、 ともに子どもを支援するために

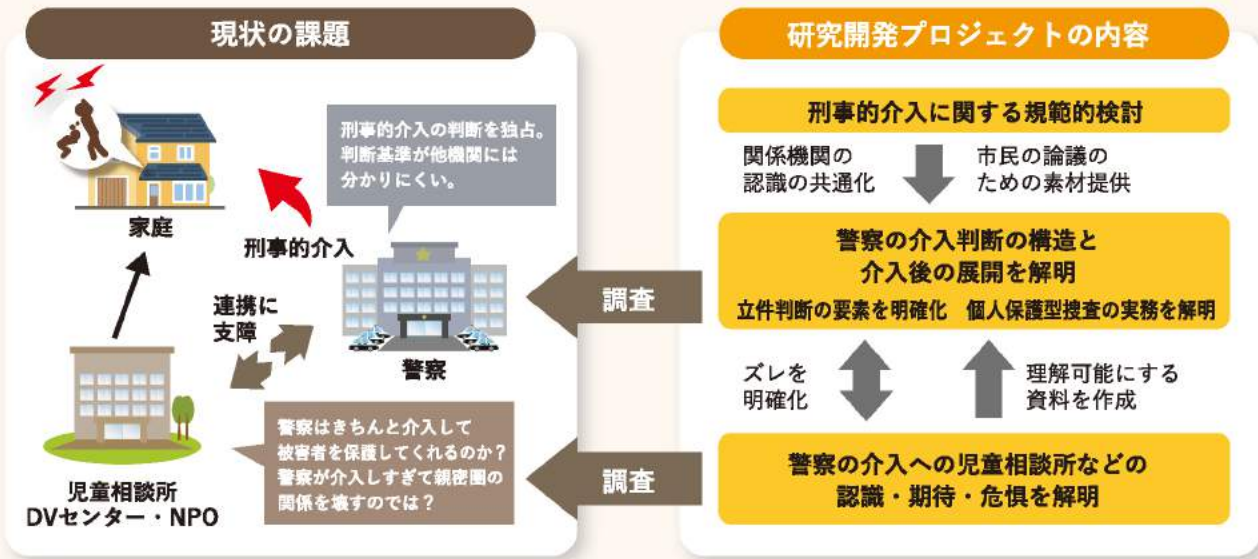
『児童福祉に携わるひとのための
「警察が分かる」ハンドブック』のご紹介



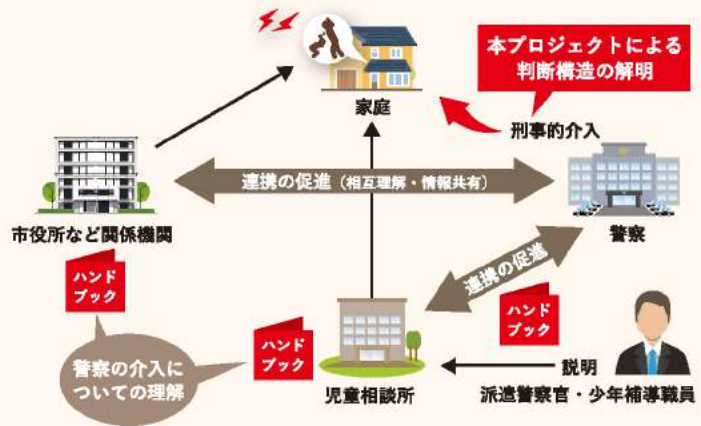
研究開発
プロジェクト

「親密圏内事案への警察の介入過程の
見える化による多機関連携の推進」

京都産業大学社会安全・警察学研究所は、科学技術振興機構社会技術研究開発センター（JST/RISTEX）の委託を受けて、平成27年度から30年度まで、上記の研究開発プロジェクトを実施しました。このパンフレットでは、プロジェクトの研究成果である『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』を紹介します。



プロジェクトの成果
警察の犯罪捜査について、特徴と、判断の枠組み、判断要素を明らかにしました。解明した内容に加えて、児童相談所の警察に対する疑問等を集め、Q&Aや用語解説などを内容とする、『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』を作りました。ハンドブックには、被害者学の知見（刑事手続が、被害児童に与える「プラスの影響」について）も盛り込んでいます。



警察が児童相談所に対し、丁寧な説明が不足していたことに気付かされました。見相職員はもちろん、多くの警察官が活用し、この資料そのものが「仲介役」になってくれると期待しています。

成果の担い手・受益者の声



少年サポートセンター
少年補導職員

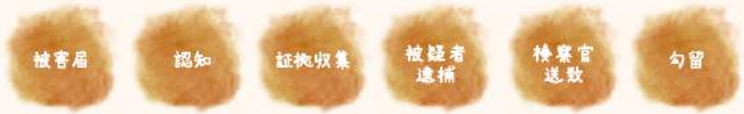
児童相談所長

児童相談所ではほうかっぴい知らない警察組織や検察との関係がよくなりました。Q&Aは、児相や検察の視点がよく整理されていると思いました。この冊子を今後の警察との連携の中で活用したいと考えています。

第1 警察と刑事手続の基礎知識

犯罪捜査とその後の刑事手続の流れ

警察の犯罪捜査(被疑者の特定まで)



多くの事件では、警察は、被害者からの届出(被害届)を受けて捜査を開始します。届出等によって犯罪の発生を警察が知ること
を、「認知」と呼びます。

被害者から事情を聞いて参考人供述調書をはじめとする書類を作成し、証拠品の押収(任意に提出された物や現場に残された物
については、領置という手段をとります。必要な証拠が提出されない、あるいは提出を求めると破棄されてしまうおそれがある
ようなときは、裁判官の許可状を得て、捜索・差押えを行います。)、実況見分などを行い、犯人の特定に直接間接に役立つ様々な
資料や証拠を収集していきます。警察組織内外の専門家に鑑定をしてもらうことも多く行われます。

多くの証拠、資料を収集して分析検討を加え、さらに証拠、資料を集める中で、誰が犯罪行為をしたのか、その者が犯罪行為をし
たことが十分な根拠を基に証明が可能なのが、といったことについて、組織的な判断が行われます。

警察の捜査の特徴

捜査の困難性(その1「合理的な疑いを超える立証」の難しさ)

重篤な事案ほど
立証が困難



犯罪捜査の最大の特徴は、大変難しく、しかも手間のかかる仕事だということです。

難しさの最大の理由は、刑事裁判で求められる立証の程度が非常に高いことです。その者がその犯罪を行ったことについて、「合
理的な疑いを超える立証」ができるだけの証拠を集めなければなりません。公判で被告人側からどのような主張がなされても、
誰がどう考えてもそうだろうと判断できるだけの立証ができるように、捜査段階で十分な証拠が収集されてないといけないの
です。「まずこれで間違いない」では足りず、「どんなことがあろうと絶対間違いない」といえなければなりません。本人が自認し
ていても、それだけで認定することはできず、公判で否認に転じることを想定しなければなりません。行政手続における事実認
定とはまったく違うレベルが求められるのが、刑事手続なのです。

事件化の判断

事件化の判断枠組み

個人的法益を害する罪では、被害者の意思、証拠状況、事件捜査価値の3つの側面が判断枠組みとして存在しています。

被害者の意思

被害者がいて、十分な能力がある場合には、被害者の意思が捜査の開始の一般的な要因となります。

もっとも児童虐待の場合には、被虐待児や保護者の被害届がないからといって、捜査をしなくていいことにはなりません。子ども本
人又は虐待をしていない保護者からの被害届があれば捜査すべきことは当然ですが、被害届がなくとも、警察の事件捜査価値の判断
に基づいて、捜査を行うこととなります。

証拠状況

立証できるだけの証拠が収集されなければ事件を送致することはできません。重篤な児童虐待事案では証拠収集の困難性が重大な
問題となっています。

事件捜査価値

①刑事事件としての当罰性 ②警察目的達成上の必要性 ③捜査の制約要因(警察の資源上の問題、被害者の受ける不利益)の考慮

警察捜査の考え方

人身安全関連事案への対処としての捜査

個人を保護することを実質的な目的として行われる捜査(他の目的が併存している場合を含む。)の場合、刑事訴追につな
がらなくとも、個人保護の目的が達成されれば、警察として役割を果たせたことになる、というのが近時の警察官の意識
になっています。

第2 Q&A

(児童相談所から警察への疑問・質問)

Q 警察が作る調書は「私は…」という一人称でまとめられています。子どもは決してそんな表現をしないと思いますが、どうして一人称なのでしょう。いかにも、誰かがまとめた示唆的な文章に思えてしまいます。

A 供述調書は、捜査員が人(被疑者又は参考人)を取り調べて、供述を録取した書面ですが、発言をそのまま記載するものではありません。読む側(犯罪事実を認定する人)にとって、必要な内容を正確にかつ早く認識することができるようにするために、「供述の内容を基にして録取者がまとめて書いた文書」です。犯罪を立証するのに必要のない供述は記載されません。直接見聞きしたことがはっきり分かるように、内心の事実ならどのような経験をして、なぜそう思ったかということまで分かるように、明確に記載されます(取調べでは、そういったことを一つ一つ確認していかなければなりません)。調書に記載される内容を語っているのは、供述者なので、一人称で表記するのが当然です……



Q 警察が事件化する基準はあるのでしょうか。軽微な身体虐待で親が逮捕されたり、重篤な事案でも事件化されなかったり、対応がまちまちな印象があります。

A 児童虐待事件を含む個人被害犯罪の事件化に当たっては、被害者の意思、証拠状況、事件捜査価値に関する警察の判断という三つの側面で判断がされます。(中略)
警察の対応が分からないというのは、証拠状況の違いによるものが主だと思います。比較的軽い傷害で、行為からそれほど時間が経っていない時点で発見され、被害者がきちんと状況を話せる場合には、証拠上の問題は少ないのですが、被害者が死亡しあるいは乳幼児で供述できない場合には、立証は困難になります(虐待は目撃者もなく、指紋などの客観証拠での立証もできません)。このため、軽い事件の場合は立証しやすいので事件化される一方で、重篤な事件の場合で証拠の収集が十分見込めないときは事件化されないということが起きています(捜査をしていても、結局十分な証拠がなければ公表できません)。今の警察にとって、児童虐待に関して最も重大な問題は、重篤な児童虐待事案において、実際に検挙できていないものが相当あるということです。

Q 警察は、捜査中だという理由で、ほとんどのことを教えてくれなくなるのはなぜですか。警察が言わないだけでなく、児童相談所が聞く相手にも、「捜査中だから言わないように」と口止めをしているのは不当だと感じますが、どうですか。

A 警察が捜査をする際に、最も大事なこととして、「秘密の保持」に努めなければならないとされています(犯罪捜査規範9条参照)。その理由は、次の5つです。これらの理由のほとんどは、警察から秘密がもれてはならないというだけでなく、警察から事情を聞かれた人からもれることも避けなければならない、ということにつながります。……

Q 率直に、警察は、児童相談所に対してどんな思いを持っているのでしょうか。(対応の甘さも含めて)

A 『ハンドブック』53頁をご参照ください。

警察からは、子どもに対する継続的で長期的な支援が、児童相談所に求められています。



Q 児童相談所の把握した虐待事案の全件共有となれば、児童相談所に自らの意思で相談しようとする保護者、子どもの相談を躊躇させてしまう場合があると思います。「全件共有=事件化」ではないことをどう説明できるのでしょうか。

A 多くの場合、提供された虐待事案の情報は、110番通報等があった場合の適切な対応や、その後の状況確認などに用いられています。県警察によっては、少年補導職員による被害児童への継続指導を含めた支援に当たることもあります。児童相談所の対応にお任せし、警察としては次に何かあったときに備えるだけということもあるでしょう。事件化を行うのは、子どもの安全の確保(再被害防止)や立ち直りを図る上で放置できない事案と、刑事上の責任が重い事案が中心です。そのほかでは、放置できないと判断される場合や関係者の積極的な処罰意思がある場合に捜査をしますが、いずれにも当たらなければ捜査(事件化)はしないでしょう。事案があれば全部捜査して検挙するわけではないことは、児童相談所への通告と検挙の数を比較すれば分かります(平成29年中の身体的虐待の通告は1万2343人、検挙は904件(被害児童数もほぼ同数)です)。……

Q 様々な理由から、児童相談所としては刑事事件化が進むことが望ましくないという意見を持つ場合もあります。事件化の判断をする際に、家族保身を理由とした児相の意見はどの程度考慮していただけるのでしょうか。

A 重篤な結果に至った事案や性的虐待事案はもちろんですが、事件自体はそれほど重いものではなくても、行為の態様や過去の加害行為の存在、原因動機といったものを踏まえて、再度の虐待(特により重い加害行為)が起きる可能性が相当程度ある場合は、次の被害防止の観点から、事件化をすることになります。(中略)
重篤な結果ではなく、再度の可能性も高いとはいえない場合には、被害の程度、行為の悪質性といったことに加えて、総合的な判断が行われており、その後の家族関係への影響も考慮要素になっています(中略)児相としての意見を伝えていくことは当然あっていいと思います。もっとも、児童相談所の考えについては、多くのところでは一つの判断資料という程度ではないかと思われます。……

Q 児童虐待事案で生活安全課が担当する事案と刑事課が担当する事案があります。また、途中で担当課が変わる事案もあるようですが、どの様に担当は決まるのですか。

A 『ハンドブック』48頁をご参照ください。

第4 用語集

(警察の組織と行動が分かる110語)



鑑定

特別の知識経験を有する者に依頼(囑託)して、捜査上必要な事柄に関する意見判断をしてもらい、鑑定書として提出してもらうことを意味します。鑑定のために物の破壊等を要する場合には裁判官の鑑定処分許可状を得て行われます。

死因の鑑定に際して死体を解剖するのが典型です。警察組織内にある科学捜査研究所等の専門家の判断を得る場合も、鑑定に当たります。人のDNAが含まれている資料から、型情報を明らかにするDNA型鑑定がこれに当たります。

鑑定の手法が確立していて一定以上の専門家であれば判断に差異が生ずるとは思われなような場合もありますが、異なる見解が示されるおそれがある場合には、当初の鑑定に加えて、2人目の鑑定も囑託することもあります。

強行犯係

警察署において、凶悪犯と粗暴犯(暴行、傷害等)を担当する係のことです。刑法犯(刑法に規定する罪のほか、暴力行為等処罰法違反も該当します。)のうち他の係(知能犯、窃盗犯、組織犯罪)に属しないものもこの係が担当するのが通例です。

児童虐待に当たる事件は、児童福祉法などの特別法違反に当たるものを除くと、この係が担当することになります。

検挙

警察が被疑者を特定して、刑事訴訟法に基づく処分(逮捕又は送致)をすることを意味します。

被疑者を逮捕したときは逮捕の時点、逮捕しないときは必要な捜査を終えて(その者の犯行であることを明らかにするのに必要な証拠の収集をし、書類を整えて)事件を検察官に送致(告訴・告発事件の場合は送付)した時点で「検挙した」こととなります。

嫌疑不十分

検察官が警察その他の捜査機関から送致・送付された事件について、被疑者の犯行であることを十分に立証できる(合理的な疑いがないところまで立証できる)だけの証拠がないとして、起訴しないとする処分を行うことを意味します。

刑事裁判で求められる立証の程度が極めて高いことから、通常の行政処分を行うことができる程度の資料があっても嫌疑不十分とされる場合もあります。このため、嫌疑不十分で不起訴処分とされた事件について、行政処分を行うことは、当然にあり得ることといえます。

検面調書

検察官が取調べを行って、供述を録取した書面を意味します。検察官面前調書、PSと呼ぶこともあります(これに対して、警察官の作成した調書(警察官調書)を員面調書、KSと呼ぶこともあります。)

被疑者の供述を録取した書面は、検察官の調書も警察官の調書も、任意性に疑いがあれば裁判の証拠となります。一方、被疑者以外の者(参考人)の供述を録取した書面については、被告人の同意がなければ、通常は裁判の証拠とすることができず、公判の証人尋問によるべきものとされています。

検面調書の場合には、その供述者が死亡したり、病気になったりして公判で供述できないときや公判でした供述と比べて前の供述を信用すべき特別の状況のあるときには、証拠として認められると規定されています(刑事訴訟法321条1項2号)。

警察官やその他の者の調書の場合には、より厳しい要件であり、例外的に認められることは期待できません。検面調書にこのような証拠上の特別の扱いがあることが、児童虐待などの被害者の協同面接(代表聴取)の聴取者を検察官にするという運用につながっています。

もっとも、被告人の同意がない限り、被害者が公判で証人になって供述をしなければならないことには変わりはありませんし、近年の刑事司法制度改革の影響で、公判時の供述を中心とする方向がある中で、争いがあれば、実質的に検面調書が証拠に用いられなくなっていく傾向があることに留意しておく必要があります。

告発

犯罪の被害者でない者が、警察その他の捜査機関に、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をすることを意味します。警察が送付すること、検察官が起訴・不起訴を通知すること、請求があれば不起訴理由を告知すること、告発人が検察審査会に申立てができることなど、告訴の場合と同じです。

告発は誰でも行うことができます。公務員の場合は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思路するときは、告発をしなければならない。」と刑事訴訟法に規定されています(239条2項)。職務上犯罪があることを発見した公務員は告発する義務があることにはなりますが、「公務員の職務上相当と認められる裁量まで認めないものではない。」と解されています。言い方を変えると、行政遂行上の観点から告発をしない方がいいという判断をすることができるのですが、自分の都合(問題とされる事態を隠したい)で告発をしないのは、この規定に違反する行為になります。

司法警察職員

刑事訴訟法で、犯罪捜査に当たる者の総称として用いられている言葉です(検察官、検察事務官と司法警察職員が犯罪捜査の主体です。)。警察官のほか、地域的事項的に限られた犯罪を対象として権限を行使する特別司法警察職員(海上保安官、麻薬取締官など)がいます。司法警察職員は司法警察員と司法巡査に分けられていて、告訴の受理、送致などの重要なことは、司法警察員だけに権限が認められています。警察の場合は、原則として、巡査部長以上が司法警察員、巡査の階級にある者が司法巡査に当たります(巡査の階級にあるが例外として司法警察員に指定されている者もいます。)。捜査書類には、通常の官職に加えて、「司法警察員」又は「司法巡査」であることが記載されることとなります。なお、触法少年の調査は、刑事訴訟法ではなく、少年法に基づく警察官の権限であって司法警察職員として行われるものでありませんから、関連書類には、通常の官職のみが記載され、「司法警察員」「司法巡査」といった記載がされることはありません。


人身安全関連事案

人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案を意味します。恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案(ストーカー事案や配偶者間暴力事案)、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案が対象になります。警察が事案を認知した段階では切迫した危険性があるといえる状況がなくとも、その後、急展開することもあり得るので、事態に応じて安全確保のための手法をとるべきものとされています。

被害届

犯罪の被害者が被害を受けたことについて警察に届け出ることを意味します。被害者のいる犯罪について、警察が犯罪の発生を知る最も一般的なものです。法律に規定はありませんが、実質的に警察の捜査を求める行為として、通常、被害届を受けた警察は捜査を開始する(逆に、被害者のいる犯罪で被害届がないと、本人が捜査されることを望まないものとして、捜査を開始しない。被害届が撤回されると捜査を打ち切る。)ことになるので、実務上極めて大きな影響があります。被害者本人以外では、法定代理人が提出する場合もあります(それ以外の親族の申告の場合、「被害届」として扱うかどうかは、都道府県警察で違いがあるようです。)。被害届は口頭でなされるのが通常なので、警察では、定められた様式の被害届の用紙に被害者に記入を求め、あるいは届出人の依頼を受けて警察官が代書することになっています。用紙には、「次のとおり〇〇(罪名)被害がありましたらからお届けします。」として、被害者(住居、職業、氏名、年齢)、被害の年月日時、被害の模様、被害金品(品名・数量・時価・特徴・所有者)、犯人(住居、氏名又は通称、人相、着衣、特徴等)、遺留品その他参考となるべき事項の各欄に、届出人が分かっていることを記入し、署名押印するようになっています。被害者でない者が届け出た場合には、届出人と被害者との関係及びその者が届け出た理由についても記入するようになっています。110番などで警察に通報された事件でも、被害者の届出意思を確認し、被害届を作成することになります。



『児童福祉に携わるひとのための
「警察が分かる」ハンドブック』
(PDF版 ) のダウンロードはこちら



https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/20190222_ristex.html

京都産業大学社会安全・警察学研究所

「警察学」の名を冠する日本で初めての研究所として、平成 25 年 4 月に設立されました。大学における学問研究を基盤としつつ、安全・安心へのよりよい取り組みの実現に向けて、多様な参加者を結ぶ協働の基盤づくりをめざしています。これまで、「子どもと安全」を主要な研究テーマとして掲げ、子どもの非行防止や児童虐待防止のための警察を含めた多機関連携について研究を展開してきました。その一方で、警察の組織や行動の実態の解明、警察への民主的統制のあり方、警察組織と社会との関係といった課題を論じる警察学の学問的確立を目標としています。

研究所長 田村正博(法学部客員教授、元警察大学校長)

研究所員 法学部教授・准教授 8 名

ホームページ

https://www.kyoto-su.ac.jp/collaboration/kikou_syakai.html

